

明石市ファミリーサポートセンター

Q&A、補償制度 様式集

2018年7月1日

もくじ

1. 依頼会員からの質問	1
2. 提供会員からの質問	3
3. ファミリーサポートセンター補償制度	5
(1) 団体総合補償制度費用保険	
(2) 賠償責任保険	
4. ファミリーサポートセンター補償制度のQ&A	6
(1) 団体総合補償制度費用保険	
(2) 賠償責任保険	
(3) 団体総合補償制度費用保険、賠償責任保険	
5. 書類 記入見本	9
(1) 事前打ち合わせ票 (提供会員保管用)	
(2) 援助活動報告書	
(3) 援助活動報告書 (当日キャンセルの場合)	
(4) 援助活動報告書 (10日分)	
6. 退会書類	12

1. 依頼会員からの質問

No.	質 問	回 答
1	依頼会員は、複数の提供会員を紹介してもらえますか？	原則 1 人を紹介します。 但し、援助を希望する全ての活動を 1 人の提供会員が援助できない場合は、複数の提供会員を紹介します。
2	依頼会員は、事前打ち合わせ票を毎回作成するのですか？	複数の提供会員と事前打ち合わせをする場合は、その提供会員の人数分が必要です。 また、つぎのような場合は、子ども同席のうえ、再度事前打ち合わせをしてください。 ・前回、打ち合わせに同席していない子どもを預ける場合 ・子どもの成長に伴い、前回と食事や過ごし方などが大きく変わった場合
3	事前打ち合わせに、保険は適用されますか？	適用されます。
4	援助活動を、依頼会員宅で行えますか？	原則は提供会員宅ですが、活動内容によっては可能です。 ただし、依頼会員不在のときは、活動できません。 ※ 提供会員はベビーシッターではないので、家事支援はできません。
5	預かってもらってから、時間の変更はできますか？	提供会員の承諾があれば可能です。
6	センターが閉まってから予定変更が決まった場合は？	センター閉所後は、留守番電話、FAX またはメールで連絡してください。保険が適用されます。
7	知人が提供会員をしています。その方にサポートを依頼できますか？	センターを通してご紹介できます。
8	障がい児の送迎や預かりはできますか？	可能な限り、対応させていただいています。
9	病中に預かりはしてもらえませんか？	病中（回復期含む）は、子どもの病状の急変に伴う対応が必要になることが考えられますので、預かりは行っていません。 また、学級閉鎖中の預かりもできません。（H25.8 改訂）
10	依頼会員から両方会員になるには？	提供会員養成講習会を受講していただきます。

No.	質 問	回 答
11	提供会員になりたいのですが、講習会が年2回では回数が少なすぎます。	1回の講習で全て受講することが難しい方は、初めての受講から3年以内に受講し終わりましたら修了となり、提供会員に登録できます。
12	依頼していた時間よりも、短い時間の活動になりました。活動費はどうなりますか？	事前にわかっている場合は、必ず提供会員とセンターにご連絡ください。 当日、結果的に時間が短くなった場合は、実活動時間を基準にお支払いください。
13	家事援助もお願いできますか？	できません。
14	退会の手続きはどうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> • 他市へ転居、援助が不要になったなどの理由で退会を希望する場合は「退会届」の提出が必要です。必要事項を記入し、会員証を添えてセンターへ郵送か持参してください。 • 一番下の子どもが小学校を卒業する場合は、3月末日で自動退会となりますので、「退会届」の提出は不要です。 • 事前打ち合わせをした全ての提供会員に連絡し、「事前打ち合わせ票」の返却、または破棄を依頼してください。

2. 提供会員からの質問

No.	質 問	回 答
1	提供会員の家族が、子どもの預かりや送迎をしてよいですか？	提供会員として登録していない方は、活動できません。
2	おやつ、食事を提供した場合の料金はようになりますか？	缶ジュースや菓子など金額がはっきりしているものは、その金額を請求してください。 食事など、1人分の金額が計算しにくい場合は、事前打ち合わせの時に、会員同士で話し合ってください。 なお、請求できるのは、事前打ち合わせで依頼会員におやつ、食事の提供を頼まれた場合のみです。 ※ 子どもにアレルギー疾患がある場合がありますので、独自の判断で提供しないでください。
3	天気が悪い日など、提供会員の判断で自家用車を使っての送迎はダメですか？	明石市ファミリーサポートセンターでは、提供会員の車を使っての送迎はできません。 依頼会員の了承が得られた場合は、タクシーの利用は可能です。 ※ タクシー代は依頼会員負担です。
4	2組の家庭の援助をしていますが、活動時間が重なった場合、お預かりしてもよいですか？	原則1人対1人をお願いしています。
5	何年も前の事前打ち合わせ票は、処分してもよいですか？	依頼会員やセンターから連絡があるまで、必ず保管してください。
6	事前打ち合わせをしましたが、依頼がありません。	依頼会員が急な残業や電車の遅延などで、いざというときにお願いできることで大変心強く思われています。 活動に結びつかないこともあります。ご理解ください。
7	活動したことがありませんが、交流会やフォローアップ研修に参加しないといけませんか？	活動の有無に関係なく、皆さんが楽しめる交流会や、日常生活にも役立つ研修を企画しています。 会員同士の交流をきっかけに活動が始まることもありますので、是非ご参加ください。
8	依頼会員には、「雇用主」のような対応をする人がいて残念です。	活動は、「仕事」ではなく「会員同士がお互いに助け合いながら地域のなかで子育ての相互援助活動を行う組織」です。 対応が難しい場合は、センターにご連絡ください。

No.	質 問	回 答
9	養成講習会を受講してから数年経ったため、忘れていることも多く不安です。	<p>活動が2年以上ない方には、活動の前に1時間ほどの講習を受けていただくようお願いしています。</p> <p>子どもの預かりや送迎の注意点、活動の流れなどを説明します。</p> <p>また、提供会員養成講習会の再受講も可能です。</p>
10	退会の手続きはどうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> • 退会を希望する場合は「退会届」が必要です。必要事項を記入し、会員証を添えてセンターへ郵送か持参してください。 • 事前打ち合わせをした依頼会員に連絡し、事前打ち合わせ票の取扱いについて相談してください。

3. ファミリーサポートセンター補償制度

「ファミリーサポートセンター補償保険」の目的

ファミリーサポートセンター補償制度は、センターの登録会員および依頼会員の子どもが対象です。けがや特定疾病を被った場合の補償を備えておくとともに、万一の賠償請求に備えることによって、会員が安心して活動に参加でき、センターの健全な運営、発展に寄与することを目的とするものです。

※ 両方会員が、提供会員として活動している際の自身の子どもは対象外です

(1) 団体総合補償制度費用保険

- ① 提供会員が、本会の紹介による援助活動中や、援助活動のために自宅と援助を受ける子ども宅や保育所等の往復途上(自宅と通常の経路)において傷害、もしくは特定疾病(※)を被ったときに補償します。
- ② 依頼会員の子どもが、援助活動中に傷害、もしくは特定疾病を被った場合、提供会員の過失の有無にかかわらず補償します。

事由	①提供会員向け 補償額	②依頼子ども向け 補償額	補償金をお支払する場合
死亡	500万円	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺傷害	500万円～20万円	300万円～12万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	3,000円	事故日より180日を限度
手術	3,000円×所定倍率	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内の手術
通院(1日)	2,000円	2,000円	事故日より180日以内で90日を限度

(※)特定疾病とは、急性心疾患、急性脳疾患、急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、熱中症、低体温症、脱水症をいいます。

(2) 賠償責任保険

提供会員が、援助活動中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で、子どもや第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するものである。

事由	てん補限度額(補償額)/1事故あたり
対人・対物賠償	2億円
初期対応費用	500万円
見舞金・見舞品	10万円 (死亡後遺障害時10万円限度・入院時1万円限度・通院時5,000円限度)
受託品	10万円

※自動車事故については、適用されません。

4. ファミリーサポートセンター補償制度のQ&A

(1) 団体総合補償制度費用保険

NO.	質 問	回 答
1	市内在住、市外在勤で市外の保育所に通所しています。活動が市外にまたがる場合でも保険は適用されますか？	適用されます。
2	子どもを迎えに行くとき、自宅からではなく出先のデパートから保育所に行きたいのですが、デパートから保育所に行く途中で怪我をした場合に保険は適用されますか？	適用されません。 自宅と依頼会員宅、あるいは保育所など、依頼会員が指定する場所との通常の経路のみです。
3	援助活動中、保険の対象となる傷害を被った場合、健康保険は使えますか？	使えます。 本保険は、健康保険の利用とは関係なく支払われます。
4	預かっている子どもが公園等で怪我をした場合、保険は適用されますか？	適用されます。 但し、依頼会員がさせて欲しくない遊びもあります。事前に確認しておいてください。

(2) 賠償責任保険

NO.	質 問	回 答
1	提供会員の子どもが預かった子どもに怪我をさせられた場合、あるいは家のものを壊された場合、賠償責任保険は適用されますか？	適用されません。 賠償責任保険は提供会員の監督ミス等により、提供会員もしくはファミリーサポートセンターに法律上の賠償責任が生じた場合に適用されるものです。提供会員自身が自身に賠償責任を請求することはできないからです。 ※ お見舞金制度が適用されます。
2	提供会員が依頼会員から預かった鍵を紛失したり、子どもを預かるために親から預かっていたベビーカーを壊した場合、賠償責任保険の対象となりますか？	対象となります。 但し、10万円が限度となります。
3	賠償事故が発生した場合の手続き方法を教えてください。	速やかにファミリーサポートセンターへ連絡してください。 センターが保険会社へ報告し、事故内容を確認のうえ、今後の示談交渉の進め方について打ち合わせをします。 なお、活動中の人身事故の場合、提供会員はお見舞い等の道義的責任を十分果たす必要があります。
4	示談交渉の進め方について教えてください。	本保険は、保険会社による示談交渉サービスがありません。事故が発生した場合、保険会社からの助言に基づき、提供会員が被害者との交渉にあたることとなります。
5	援助活動中、預かっている子どもが怪我をした場合、お見舞い品（お菓子、花等）についても保険が適用されますか？	社会通念上、妥当な金額であれば、お見舞金として支払った実費が補償されます。

(3) 団体総合補償制度費用保険、賠償責任保険

NO.	質 問	回 答
1	子どもの送り迎えに自転車を使いたいのですが、自転車で行く途中で怪我をした場合、保険は適用されますか？	団体総合補償制度費用保険は適用されますが、賠償責任保険は適用されません。 なお、自転車を利用される場合は、安全のために定められている交通規制を守り、くれぐれも安全には気を付けてください。
2	強風のときに子どもを預かっていて、風に飛ばされたり、飛んできた物にあたって怪我をした場合、保険の対象になりますか？	団体総合補償制度費用保険では、提供会員、依頼会員の子ども、ともに強風による怪我の支払いが対象になります。 賠償責任保険では、提供会員に賠償責任が発生しないため、補償の対象になりません。
3	子どもを預かっているときに地震が発生し、上から物が落ちてきて怪我をした場合、保険の対象になりますか？	団体総合補償制度費用保険では、提供会員、依頼会員の子ども、ともに地震による怪我の支払いが対象になります。 賠償責任保険では、地震等の自然災害が原因の場合は、提供会員に賠償責任が発生しないため補償の対象になりません。但し、民事上では損害賠償責任が認められる場合があります。

5. 書類 記入見本

(1) 事前打ち合わせ票 (提供会員保管用)

明石市ファミリーサポートセンター			
事前打ち合わせ票(提供会員保管用)			
記入見本	① センターへの提出は不要です ② この用紙は原本とし、使用時は依頼会員がコピーしてください		
	打ち合わせ日 20××年 ×月 ×日		
依頼会員番号	100000	フリガナ 会員氏名	あかし はなこ 明石 花子
住所	〒673-0891 明石市大明石町×-×-× 明石×マンション		
電話番号	自宅 078-915-××××	携帯	090-××××-××××
メールアドレス	akashi×××@×××××		
緊急連絡先	①氏名/名称 太郎 (続柄: 夫) 電話		080-××××-××××
	②氏名/名称 株式会社××会社 (続柄:) 電話		078-××××-××××
子どもの名前	フリガナ みさき	名前 美咲 (みーちゃん)	性別 男 血液型 A
生年月日	20 年 2 月 1 日 (2歳 2か月)		赤ちゃんの生活
保育所(園) 幼稚園 学校等	〇〇保育園 電話 078-×××-××××		<p>6 起床・朝食</p> <p>9 登園</p> <p>12 昼食</p> <p>15 午睡</p> <p>18 降園</p> <p>21 夕食</p> <p>お風呂 就寝</p>
食事(おやつ)	<input type="checkbox"/> ミルク (ml/回) <input type="checkbox"/> 離乳食 <input checked="" type="checkbox"/> 普通食 <input type="checkbox"/> 特記事項		
アレルギー、平熱	・アレルギー 無(有) (乳製品) ・平熱 36.5 度		
午睡	<input checked="" type="checkbox"/> お昼寝する <input type="checkbox"/> お昼寝しない		
排泄	<input type="checkbox"/> オムツをしている(知らせる・知らせない) <input checked="" type="checkbox"/> トレーニング中 <input type="checkbox"/> 自立している		
好きな遊び	絵を描く、ままごと、砂遊び		
特記事項	牛乳アレルギーがあるため、乳製品を口にするとすぐ湿疹が出る		
かかりつけ医療機関	小児科	〇〇小児科	tel 078-×××-××××
	その他	〇〇皮膚科	tel 078-×××-××××
	その他		

裏面に続く→

(記入見本・裏面)

事前打ち合わせ票(依頼会員保管用)

記入見本

- ① センターへの提出は不要です
② この用紙は原本とし、使用時は依頼会員がコピーしてください

打ち合わせ日 20××年 ×月 ×日

★依頼会員・提供会員のより良い活動のために、十分な打ち合わせと確認をお願いします。

援助活動内容	<input type="checkbox"/> 決まっている	<input type="checkbox"/> 決まっていない(わかる範囲で活動内容等を書き合っておいてください)
	・活動日	
	・活動内容	〇〇保育園へ迎えに行き、提供会員宅で預かり
	・活動場所	提供会員宅、提供会員宅の近くの公園
	・活動時間	(16時 30分 ~ 19時 00分)

※ 送り迎えをする場合、自宅を出た時刻から自宅に帰りつく時刻までが活動時間です

依頼会員と提供会員の確認事項

- ☑ 活動目的地への経路と交通手段 (徒歩、ベビーカー、自転車等)
- ☑ 依頼会員が用意するもの (おやつ、ミルク、食事、オムツ、ベビーカー、抱っこひも、おもちゃ、その他)
- ☑ 食事、おやつについて (提供会員が用意した場合の実費、子どもの嗜好品など)
- ☑ お子さんの午睡について (呼吸や顔色の確認⇒乳児は5分間隔、幼児は10分間隔)
- ☑ 雨天の活動に必要なもの (傘、レインコート、長靴、その他)
- ☑ 今後の援助活動を依頼する連絡方法について (電話、FAX、メール、LINEなど)
- ☑ 報酬の支払い方法 (毎回、週ごと、月ごと)

☑ 「事前打ち合わせ票」には、個人情報が多く記載されています。大切に保管してください
また、退会時の「事前打ち合わせ票」の処理方法について話し合ってください

☑ 事前打ち合わせの後、久しぶりの活動となるときは、子どもの成長に合わせて再度、事前打ち合わせをすることをお勧めします

メモ

- ・ 園にベビーカーを置いておくことができる
- ・ 現在、保育園前の道路工事中(今月末まで)

依頼会員は、事前打ち合わせ終了後2,3日以内に、①終わった日時 ②様子をセンターに電話で連絡してください。(tel:078-915-1277) ※ メール、FAX不可

(2) 援助活動報告書

記入見本

(依頼会員用)

様式第6号 (第11条関係)

① 依頼会員は、会員名、子ども名前、活動日、依頼時間、依頼内容などを記入し、提供会員に本報告書を送ります。

援助活動報告書

2018年 8月分 (会員番号) 10XXXXXX (氏名) 明石 花子 (2歳 2か月) 実咲 (2歳 2か月) (歳 か月)

①依頼内容 (依頼会員記入)		②援助実施内容 (提供会員記入)		③援助活動結果確認 (提供会員記入)	
依頼日	依頼時間	依頼内容	活動時間	活動内容	報酬等
3日	18時00分～18時45分	園へのお迎え	18時00分～18時40分	元気に駆け寄ってくれた。覚えて歌を、歌ってくれた。	700円×1時間=700円 計 700円
18日	12時00分～15時00分	保護者外出時の預かり	12時00分～14時55分	しばらく泣いていたが、眠りだす。10分ごとに呼吸、顔色チェック。ご機嫌に目覚めた。	800円×3時間=2,400円 計 2,400円
日	時 分		時 分		円
曜日	時 分		時 分		円
日	時 分		時 分		円
曜日	時 分		時 分		円
日	時 分		時 分		円
曜日	時 分		時 分		円
日	時 分		時 分		円
曜日	時 分		時 分		円
日	時 分		時 分		円
曜日	時 分		時 分		円
日	時 分		時 分		円
曜日	時 分		時 分		円
合計					3,100円

② 報酬を提供会員に
お渡しする際に、時間
や金額を確認してから
署名・押印する

上記活動の報告を確認し、報酬を支払います。 活動に対する報酬を、確かに受領しました。

依頼会員 (氏名) (印) 年 月 日 提供会員 (会員番号) (氏名) (印)

(依頼会員→提供会員→センター)
市町村名 明石市
施設名 明石市ファミリーサポートセンター

6. 退会書類

市外転居した、市外勤務になった等、会員の条件に満たない場合は、以下のことを注意して、退会の手続きを行ってください。

●全会員

退会届に必要な事項を記入し、会員証を添えて、郵送または直接センターまでご提出ください。

※会員証を紛失した場合は、退会届の空いている所に「会員証紛失」と記載すること

●依頼会員、両方会員

- ・ 事前打ち合わせを済ませている提供会員に、退会の旨を連絡し、「事前打ち合わせ票」の処分方法について話し合ってください。
- ・ 中学生以上の子どもは、援助活動対象外です。センターより書面にて連絡後、自動的に退会の手続きを取ります。

●提供会員、両方会員

- ・ 事前打ち合わせを済ませている依頼会員に、退会の旨を連絡し、「事前打ち合わせ票」の処分方法について話し合ってください。

退会された会員の「入会申込 兼 登録書」は、ファミリーサポートセンターでシュレッダー処理します。

明石市ファミリーサポートセンター 退会届

年 月 日

明石市ファミリーサポートセンター 様

明石市ファミリーサポートセンターを退会したいので、次のとおり届け出ます。

会 員 氏 名	Ⓜ
会 員 区 分	1. 依頼会員 2. 提供会員 3. 両方会員
会 員 番 号	
入 会 日	年 月 日
退 会 希 望 日	年 月 日
退 会 理 由	1. 援助が必要なくなったため 2. 援助ができなくなったため 3. 会員の要件に当てはまらなくなった ・市外へ引っ越し ・市外へ職場異動 ・子どもが小学校を卒業 4. その他 〔 〕